

名古屋市自動通話録音機貸与申込書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

特殊詐欺対策のために自動通話録音機(以下、「機器」という。)の貸与を受けたいので、「名古屋市特殊詐欺対策のための自動通話録音機の貸与に関する要綱」第4条の規定により、次のとおり申し込みます。申し込みにあたっては、裏面の事項について同意または誓約します。

申込者(貸与対象者)	機器を設置する住所	〒 名古屋市 区		
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	大正・昭和 年 月 日生まれ		
	連絡先	※機器設置電話番号 (自宅) - -		
世帯の状況 (該当事項に○印を付してください)			1. 高齢者(65歳以上の者)のみの世帯	
			2. 高齢者(65歳以上の者)を含む世帯	

親族等が代わりに申し込む場合

代わりに申し込む親族等	住所	☐ 申請者と同じ(記入不要) 〒		
	ふりがな			
	氏 名			
	連絡先	- -		
	申込者(貸与対象者)との続柄	☐ 子 ☐ 孫 ☐ その他()		
		☐ 当該申し込みについて 貸与対象者本人の同意を得ていることを誓約します		

※裏面の事項を全て確認し、裏面の“ ☐ ”に✓を入れてください。

(裏面)



申込にあたって、次の事項に同意又は誓約します。

- 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を愛知県警察本部長に照会することについて同意します。
- 名古屋市以外から機器の貸与又は譲渡等を受けていません。
- 機器は、使用者自身の責任において大切に使用します。
- 機器接続により発生する電気料金等の費用全ては、私自身が負担します。
- 機器が故障した場合の修理や交換にかかる費用、亡失した場合の再購入価格相当分の実費は、私自身が負担します。
- 機器は特殊詐欺被害の未然防止を図るために使用し、その他の目的による利用、譲渡、転貸、又は売却をしません。
- 機器を損傷し、又は亡失したときは、速やかに名古屋市へ報告します。
- この申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに名古屋市へ報告します。
- 名古屋市外に転出したときや機器を利用しなくなったときは、速やかに機器を名古屋市に返還します。

※この申込書は貸与を確約するものではありません。

数には限りがありますので、貸与できない場合があります。